

☆☆ 新年度が始まります ☆☆

— 労務管理のチェックをしてみましょう。 —

- 労働者を雇い入れる際に、雇い入れ通知書（労働条件通知書）を交付していますか？
- 労働者名簿を作成していますか？
- 賃金は毎月1回以上、決められた期日に支払われていますか？
- 賃金の支払いに滞りはありませんか？
- 賃金は、鹿児島県の最低賃金（時間額 678 円）以上の額を支払っていますか？
- 賃金台帳を作成していますか？
- 労働者一人ひとりについて、実際に働いた労働時間や休日労働時間、深夜労働時間を正確に把握し、管理していますか？
- 時間外労働や休日労働を行わせる前に、時間外・休日労働に関する協定（36 協定）を労使間で締結し、労働基準監督署長に届け出ていますか？
- 36 協定は、有効期間を過ぎていませんか？
- 時間外や深夜労働をさせた場合に、2 割 5 分以上の割増賃金を支払っていますか？
- 法定の休日に労働させた場合に、3 割 5 分以上の割増賃金を支払っていますか？
- 労働者を 10 人以上使用している事業場の場合、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出ていますか？
- 就業規則は実態に合ったものになっていますか？
- 就業規則を変更した場合、労働基準監督署長に変更届を提出していますか？
- 年次有給休暇制度と付与日数を労働者に周知し、取得させていますか？
- 年次有給休暇の付与日数や取得状況がわかる管理簿などを作成していますか？
- 長時間労働をさせた労働者に、医師による面接指導などの措置を講じていますか？
- 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回（深夜業務や有害業務などに従事する者については、6 か月に 1 回）、定期に健康診断を実施していますか？
- 定期健康診断の結果が有所見となった労働者に対して、必要な措置について医師等から意見を聴いていますか？
- 健康診断の個人票を作り、5 年間保存していますか？
- 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場や有害業務に従事させている事業場の場合、健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出していますか？
- 労働災害により休業した場合、労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出していますか？
- 労働保険（労災保険・雇用保険）の手続きをしていますか？
- 労働保険料の納期限を守っていますか？

平成 27 年度の労働保険の年度更新の手続き期間は、6 月 1 日～7 月 10 日です。

だより 労基署

第 86 号
H27.4.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)



鹿児島県の最低賃金は
>>1時間 678円
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourai_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受けします。
はい ちゅうどう
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourai_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

☆☆ 年末年始建設業一斉監督実施結果 ☆☆

鹿児島労働局では、昨年12月から1月にかけて、管内の労働基準監督署において建設業に対する一斉監督を実施した結果を取りまとめました。今回の一斉監督は、年度末に向けての建設工事が大量に発注され、工事全体が慌ただしくなる時期であり、また長期休暇があるなど普段の作業内容や生活のリズムが変化する時期でもある年末年始時期をとらえて集中的に実施したものです。一斉監督を実施した 190 現場のうち、95 現場（50%）で労働安全衛生法違反が認められ、19 現場（10%）で使用停止や作業停止命令の対象となる重大な労働安全衛生法違反が認められました。

建設業における平成 26 年の労働災害による休業 4 日以上死傷者数（3 月 7 日速報値）は、鹿児島県内が 265 人（前年比▲14.2%減）、名瀬署管内が 21 人（前年比 5.0%増）となっています。建設業における労働災害は、製造業に次いで多く、墜落・転落災害や切れ・こすれ災害が半数以上を占めています。

災害ゼロをめざし、関係法令をしっかりと守り、具体的、かつより安全な対策を講じましょう。

＜監督結果の概要＞

- 足場の作業床の手すり等がなかったため、作業停止命令等を行った現場・・・19 現場
- 足場の組立て等作業主任者の未選任や移動式クレーンの無資格者運転などを行っていた現場・・・6 現場

＜違反の多かった事項＞

- 足場や作業床の墜落防止に関する違反・・・92 件
- 元請における現場の統括安全衛生管理に関する違反・・・29 件
- 建設機械等の点検・検査に関する違反・・・18 件

平成 26 年の労働災害発件数は 4 月中旬頃に確定します。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
■労働災害統計 ■災害事例
■リスクアセスメントの実施支援システム
■化学物質 ■免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。